

# 平成30年度九州ブロック担当者会同 社会事業部

## 議 題 等

1. 出前授業について
2. 災害協定、災害対策について
3. 他士業との連携について
4. 公嘱との連携について
5. 財産管理支援等について
6. 空き家対策について
7. 所有者不明土地問題について
8. オンライン申請促進について
9. 筆界特定制度との連携について
10. 土地家屋調査士の日無料相談会について
11. 14条地図作成業務の支援について
12. その他

平成30年度九州ブロック担当者会同 社会事業部議事録

日調連への要望

○熊本会…相談会用などのポスターで調査士をアピールできるようなポスターは無いのか、またポスター等作成をお願いしたい。(タレントなどを使ったりするポスターを作成する予算がない)

○福岡会…オンライン申請の資格者代理人制度を早めに進めて頂きたい。

九州ブロック協議会への要望

○各会によって担当事業の相違がある為、担当者会同での議題等を統一出来る様に会長会にてご協議をお願いしたい。

1	議題	出前授業について
まとめ	「土地家屋調査士」の知名度向上、理解、社会貢献、職業の選択肢として意識づけ及び調査士制度の啓発活動の一環として、ほとんどの会がいろいろなやり方で行なっている。	
提案理由	佐賀会	佐賀会では、唐津工業高校において出前授業を行なう計画を立てております。 各会の高校での出前授業の実績及びその内容等について教えて頂きたい。
	宮崎会	
沖縄会	現在出前授業は行っていない。	
熊本会	業務部と研修部が昨年度から熊本大学法学部に於いて3コマ講義を行っています。来年度からは社会事業部が担当する。また、来年度は他土業も講義を行う予定。そのほかに、広報部が地上絵プロジェクトを小学校で実施する際に出前事業を行っています。(当日、資料の提供がありました)	
長崎会	長崎会でも出前授業を継続して行なっており、各支部に本会付託事業として行なっていただいております。 7,8年前から鹿町工業高校(4コマ)、本年度から愛宕中学校及び公囑と共同で小学校2校で実施予定です。また、内容は様々ですが、実際に測量機器に触れてもらうなどやドローンを飛ばして撮影したりなどして、座学よりも実習を重点的に行なっています。	
佐賀会	今年度11月14日(水)に2時間(2コマ)で行なうことになりました。	
福岡会	福岡会は九州大学と西南学院大学で社会連携講座を開講していて、高校では行っていません。後日の情報ですが支部主催で小学校2校にて出前授業を本年度行っています	
宮崎会	宮崎会では、小学校に出向き、地上絵プロジェクトと称し、校庭に地上絵(星形)描き測量の基本等を体験する出前授業を実施している。 今年度は、中学2年生を対象に、「測量の基礎、調査士の仕事紹介」を開催する予定。	

<p>鹿児島会</p>	<p>鹿児島会では、高校への出前授業は実施していません。          その他の出前授業では、専門士業各団体から鹿児島大学法学部に対し卒業後のキャリア選択として、土地家屋調査士業務の出前授業を行っています。          また特色ある取り組みでは、刑務所受刑者にその後の資格取得支援として調査士会、弁護士会、司法書士会、弁理士会の4団体で1コマ々行っている。調査士会は測量士資格取得へ向けての座学と測量実務の出前授業を行っています。（測量専門学校が閉校になり社会貢献として始めた。現在3年目です）</p>
<p>大分会</p>	<p>大分会では出前授業は広報部が担当しています。</p> <p>1. 野津原東部小学校出前授業平成30年1月18日（木）10：40～11：25          場所：大分市立野津原東部小学校 1・2年生対象</p> <p>(1)「じめんのボタンのナゾ」の読み聞かせ（調査士の奥様）</p> <p>(2) 調査士によるボタンに直接触れての説明</p> <p>(3)大分支部長による基準点設置の説明</p> <p>2. 野津原小学校出前授業 平成30年11月6日（火）10：40～12：25          場所：大分市立野津原小学校 5年生対象</p> <p>(1)「三匹のこぶたと算数」（副会長による授業）</p> <p>(2)運動場での区画設置（大分支部その他）</p> <p>(3)歩測大会（大分支部その他）</p> <p>3. 大分県立日田林工高等学校 平成31年1月28日（月）9：00～12：00          場所：大分県日田市吹上町30 2年生対象</p> <p>(1) 不動産登記法の解説（公嘱協会による実施）</p> <p>4. 日本文理大学 平成31年3月までに実施予定 60分          場所：大分県大分市一木1727</p> <p>(1) 大学生等を対象とする職業紹介講座の実施</p> <p>不動産鑑定士協会、宅建協会、不動産協会及び調査士会の共同実施          調査士会の資料は「マンガでわかる土地家屋調査士の仕事」（講師：広報部長）          また、小学校の出前授業に新聞取材が来た。</p>

2	議題	災害協定、災害対策について
まとめ	<p>「土地家屋調査士」の社会(地域)貢献、専門家としての理解並びに調査士制度の啓発活動の一環として、公嘱協会や専門職士業連絡協議会などと協力し合いながら各会とも行政との災害協定締結や災害時の対策マニュアル等作成され、災害対策に取り組んである。</p> <p>また、大分会では調査士会で災害訓練も実施している。</p>	
提案理由	沖縄会	<p>沖縄会では、このほど豊見城市、糸満市と災害時における支援に関する協定書を結びましたが、その際、派遣する土地家屋調査士の費用(日当)についての負担は、とりあえず別途協議することにしました。</p> <p>この費用の負担について各会はどのようにしているのでしょうか。ご教授をお願いします。</p>
	大分会	<p>専門士業連絡協議会の中で大分県と災害協定が結べないか検討中です。各県の締結状況を教えてください。</p> <p>大分県と協議をした時に各県の締結状況が知りたい。出来れば協定書の内容も知りたいとの事でした。</p> <p>専門士業連絡協議会で災害協定書を締結している会で協定書等の資料を提供して頂ける会がありましたら資料の提供をお願いします。</p>
	鹿児島会	<p>鹿児島県土地家屋調査士会では、県と住家被害認定調査を含む災害協定を締結していますが、有事における調査活動については具体的に活動内容を県と取り決めていない状況です。</p> <p>災害協定を結んでおられる県会で、災害時の具体的な活動の取り決めを行っている会がありましたら、活動内容を教えてください。</p> <p>また被災者の支援制度など、新しい取り組みを行っておられる会があればお願いします。</p>
	福岡会	<p>各会の提案議題とは少し違いますが、福岡会の本年度の社会事業部の事業で「災害時等危機管理に関する整備・対策の検討」を行うようにしております。</p> <p>災害時などに危機管理に関する対策等マニュアルが整備されているがありましたら、取組みについてのご教示及びマニュアル等資料の提供をお願いします。</p>
沖縄会	<p>大分会の質問について</p> <p>沖縄会では沖縄士業ネットワーク協議会(10士業)として、3市(那覇市、豊見城市、糸満市)と協定を結んでおりますが、沖縄県とは結んでおりません。内容は災害時における住民等に対する相談業務の支援等であります。協定書(写し)は提供できません。</p>	
熊本会	<p>熊本県と専門士業連絡協議会が災害協定書を締結しています。ただ、地震時・豪雨災害時も県から要請はなかった。また、これから会として協定を結ぶのであれば費用等の事も組み入れた方が良いでしょう。</p> <p>また、益城町では建物災害認定の協力要請があり公嘱協会が日当等負担し、後に益城町から頂いております。(当日、協定書の資料の提供がありました)</p>	

平成30年度九州ブロック担当者会同 社会事業部議事録

長崎会	<p>長崎会では、長崎県・長崎市・島原市・諫早市と災害協定を締結しております。 また、費用負担は無償としておりますが、活動に参加された会員等には会から日当を支払う予定としております。</p> <p>尚、危機管理規則・家屋被害認定調査支援規定等を制定しており、各資料を添付しております。</p>
佐賀会	<p>佐賀県専門士業団体連絡協議会と佐賀県とで「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定」を結んでいます。</p> <p>協定書のコピーを添付します（資料①-1、資料①-2）。</p>
福岡会	<p>福岡会では、福岡県・公嘱・本会の三者で災害協定を締結しました。</p> <p>また、専団連で災害被災者支援制度の勉強会を昨年度から行っていて、建築士を含めた11士業にて福岡県と協定を結ぶように進めています。</p>
大分会	<p>沖縄会様への回答</p> <p>大分会では大分県と調査士会、公嘱協会で三者協定を結んでいます。 内容は被害認定調査と相談業務その他となっています。</p> <p>被害認定調査を公嘱協会が行い相談業務を調査士会が行う事になっていて公嘱協会と調査士会がそれぞれ大規模災害積立金を積み立てていて参加者の費用を捻出しています。大分県からの支出は有りません。</p> <p>鹿児島会様への回答</p> <p>災害協定の活動内容は沖縄会様への回答のとおりです。</p> <p>被災者支援制度についての特別な取組は行っていませんが、行政評価事務所からの相談所への相談員を派遣したり、専門士業で被災地での相談所開設等を行いました。</p> <p>福岡会様への回答</p> <p>一昨年前に災害マニュアルに基づいて災害訓練を行いました。会として事務局並びに各調査士事務所にて行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分会の災害マニュアルを提供します。</li> <li>・県内2~3の市から県を通じて建物の認定依頼があった。</li> </ul>
宮崎会	<p>宮崎会では、広報部が担当しています。</p> <p>宮崎県と宮崎県専門士業団体連絡協議会とで「大規模災害時における相談業務に関する協定書」を締結している。後日協定書の資料を提供します。</p>

鹿児島会	<p>沖縄会議題への回答として、</p> <p>鹿児島会の災害協定では支援業務派遣の費用は基本的に調査士会及び公嘱協会側で負担する内容としています。</p> <p>大分会議題への回答として、</p> <p>鹿児島会では鹿児島の専門士業連絡協議会で災害協定を県と締結しています。活動内容としては相談業務となっています。協定書内容の提供も可能です。</p> <p>福岡会議題への回答では、</p> <p>危機管理マニュアルとして他会から提供頂いたマニュアルをもとに準備中です。内容におきましてはまだ精査されておらず、実働可能か検討中です。</p> <p>後日住宅被害認定調査等の支援に関する協定書（案）を提供します。</p>
------	--

3	議題	他士業との連携について
まとめ	各会とも専門士業団体連絡協議会（各会名称は相違）等を通じて各士業と共同の事業、相談会などを開催されて連携及び交流を図られており、各士業との繋がりを持たれて専門資格者に対し土地家屋調査士をアピールされている。	
提案理由	福岡会	<p>業際ネットワークとして10士業（本会・九州北部税理士会・司法書士会・不動産鑑定士協会・行政書士会・社会保険労務士会・弁護士会・日本公認会計士協会北部九州会・日本弁理士会九州支部・中小企業診断士協会）で福岡専門職団体連絡協議会を構成しており、共同相談会開催・不動産研究会・災害被害者支援制度勉強会・親睦会等々を行っています。</p> <p>各会においても他士業との連携を図られていると思いますが、どのような取組みと交流をされているのか教えて頂きたいをお願いします。</p>
	沖縄会	各会においても他士業との連携を図られていると思いますが、どのような取組みと交流をされているのか教えて頂きたいをお願いします。
沖縄会	沖縄会も10士業（沖縄士業ネットワーク協議会）と共同相談、災害支援、親睦会等を行っております。特にこれといって変わったことはないと思いますが、先の沖縄士業ネットワーク協議会の親睦会において、沖縄会では開業間もない新入会員を参加させました。新入会員にとって、他士業との交流は有意義で良かったと思います。	
熊本会	熊本会では熊本県士業団体協議会が有り（南九州税理士会熊本連合会・司法書士会・不動産鑑定士協会・行政書士会・社会保険労務士会・弁護士会・日本公認会計士協会熊本部会・熊本県不動産鑑定士協会）年4回の協議会が開催されています。その中で各会持ち回りにて合同研修会、合同無料相談会、懇親会、ゴルフ大会等が実施されています。また、当番幹事会が勉強会を行っている。	
長崎会	8士業（弁護士・司法書士・土地家屋調査士・社会保険労務士・税理士・行政書士・不動産鑑定士・中小企業診断士）での士業交流会（長崎専門職団体連絡協議会）があり、若手交流会や「専門家による何でも無料相談会」を年1回開催しております。（事前予約制）	
佐賀会	佐賀県専門士業団体連絡協議会（8士業）において、合同無料相談会の実施、大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書の締結、懇親ボウリング大会などを行なっています。総会には常任理事が出席している。 専団連の理事は県会会長、幹事は事務長となっている。	
福岡会	ありがとうございます	

平成30年度九州ブロック担当者会同 社会事業部議事録

大分会	<p>大分会でも9士業の連絡協議会があり年に1.2回程度開催されています。                  若手の交流会の話が出た事がありますが実現はしていません。                  毎年、9士業が集まって無料相談会は実施しています。                  一昨年約70名、昨年は約50名の相談がありました。</p>
宮崎会	<p>宮崎会では、専門士業団体協議会（七士会）と名刺交換会を実施。                  また、なんでも生活無料相談会を実施している。また支部単位ではありますが、専門士業（5士業）の交流会を実施する予定です。</p>
鹿児島会	<p>鹿児島会の他士業連携は、9士業（弁護士会、司法書士会、行政書士会、調査士会、社会保険労務士会、南九州税理士会、中小企業診断士協会、不動産鑑定士協会、弁理士会九州支部）で協議会を組んでいます。</p> <p>連携の内容としては、協議会の開催と総会、及び懇親会、賀詞交歓会を実施しています。</p> <p>また提案議題1での鹿児島会回答の、大学への卒業後のキャリア紹介の出前授業も鹿児島の士業連絡協議会での取り組みの1つとして実施しています。</p>



4	議題	公嘱との連携について
まとめ	各会において公嘱協会との協議会や協働などにより連携されている。また、政治連盟との連携も図られている会がある。	
提案理由	長崎会	社会事業部の業務に公嘱協会との連携があり、今現在、三団体（本会・公嘱・政治連盟）協議会を開催するなどしておりますが、各会では他に公嘱協会との連携でなされていることなどありましたらご教示下さい。
	沖縄会	各会においても他土業との連携を図られていると思いますが、どのような取り組みと交流をされているのか教えて頂きたいをお願いします。
	佐賀会	協議会を開催されている県ではどのような内容について協議をされているのでしょうか。今後の参考にさせてください。
沖縄会	公嘱と連携して登記基準点の認証等を行っている。	
熊本会	公嘱と連携して14地図作成の手伝い等を行っている。地震後宮城会から14地図作成の手伝い要請があった。	
長崎会	長崎会では公嘱と連携して政連の活動が活発であると思っています。	
佐賀会	定期的に協議会等を開催するなどの連携はしていませんが、必要に応じてその都度協議を行っています。	
福岡会	福岡会は業務部（制度対策委員会）が担当しています。福岡会でも公嘱と共に政連との関係強化に向け協議会を行っています。（年4回開催）	
大分会	大分会では公嘱協会との連携については業務部が対応しています。年1回協議会を行っています。	
宮崎会	年に1回公嘱と協議会を実施している。（政連は入っていない） 今年の議題としては、公嘱で行った事業（14条地図作製業務）の基準点等を共有できないか？	
鹿児島会	<p>鹿児島会では、公嘱協会との連携協議会を年に1～2回開催しています。研修会の連携、政治連盟との連携、その他共通業務における意見交換を行っています。</p> <p>また福岡会と同様に、社会事業部の支援業務としての役割から、県会・公嘱協会・政治連盟との協議会連携へ参加しています。</p> <p>公嘱、政連の幹部が各支部総会、懇親会に出席しアピールしている。90%以上は政連に加入している。</p> <p>空き家対策、所有者不明土地問題、防災としての狭あい道路解消等につきましては単位会だけでの取り組みだけでは到底解決する事はできず、法整備・公嘱業務拡充等へ向けて政治連盟との連携強化が重要であると考えています。</p>	

5	議題	財産管理支援等について
まとめ	各会とも財産管理支援等について現在では取り組みなどについての情報収集や検討されている段階であり、今後、課題の一つとの認識。	
提案理由	福岡会	<p>財産管理支援センターを山口会では設立されて活動を開始されたところですが、福岡会では社会事業部専門研究所において本年度「財産管理支援センター」について土地家屋調査士の業務にどのようにつながるかを課題として研究するように計画しています。</p> <p>財産管理などの各会の考え方並びに取り組みについてお聞きしたい。</p>
沖縄会	取り組んでいない。	
熊本会	取り組んでいない。	
長崎会	長崎会ではまだ取り組みはしておりませんが、情報収集中です。	
佐賀会	佐賀会としては、今のところ財産管理支援センターについて検討を行なっておりません。必要であるとは感じています。	
福岡会	<p>裁判所との繋がりを持ちたい。</p> <p>専門研究所での検討事項等のまとめを各会参考資料としたい旨の意見があり、まとめ次第送ります。</p>	
大分会	大分会では財産管理支援についての取組は行っていません。	
宮崎会	宮崎会では、次年度、導入に向けた検討をしたい。	
鹿児島会	<p>山口会からの情報を入手し、当会も推進すべきか検討しているが、参加の場合のリスクとして、「全財産の管理」、「期限」の問題について疑問がある。</p> <p>また、単なるボランティアではないことを会員に発信していかなければならないが、まず役員の理解が必要と考えている。</p> <p>これらのリスクの問題が解消されれば、積極的に推進し、裁判所等との協議を行いたい。</p>	

6	議題	空き家対策について
まとめ	<p>各会とも空き家の代執行等について調査士会が関与した事例は無かった。                  空き家対策審議会への参画している会もあるが調査士がもう少し関与できるようにしたいとの意見があった。また、佐賀会と鹿児島会から空き家対策に関連して農地取得の緩和対策に関する情報提供がありました。</p>	
提案理由	大分会	<p>大分会では、県内の市町村で空き家等対策協議会に構成員として参加している調査士がいますが、各会での参加状況を御教示下さい。                  (大分18市町村、参加10)                  平成29年度に、特定空き家と認定されて代執行(略式代執行含む)により解体された建物が国交省HPで公開されています。(福岡1、長崎2、鹿児島1)                  また、過年度でも構いません。代執行の措置前に調査士が関与した実例があれば御教示下さい。</p>
	熊本会	<p>空き家対策について各県の進行状況についてお尋ね致します。</p>
沖縄会	<p>沖縄県では、空き家対策については、これからという感じです。現在、空き家対策審議会が発足しているのは、那覇市のみで、宮古島市が審議会の準備中であります。他の市町村はまだ審議会を立ち上げておりません。那覇市の審議会で審議委員として調査士1名参加しております。</p>	
熊本会	<p>熊本県では平成28年3月、熊本県住宅課の主催で「熊本県内市町村における空家相談支援に関する検討会」を開催され熊本会からも出席しました。その場にて、「熊本県空家相談ネットワーク会議」が設置されましたが、平成28年4月の熊本地震でストップしている状況です。                  平成30年度に熊本市に於いて「熊本市空き家等対策協議会」立ち上がり当会より委員として参加しております。特定空き家の取り壊しも行われていますが、今のところ調査士業務関連はないようです。</p>	
長崎会	<p>長崎会では島原市・佐世保市と空き家等対策の協定を締結しております。                  佐世保市では7団体の協議会が毎年1回開催され、社会事業部長が参加しております。                  また、2件の代執行が行われているが県会に報告が来ていない。</p>	
佐賀会	<p>佐賀県内20市町の内、7市町において協議会へ参加をしています。                  代執行前に調査士が関与した報告は上がっておりません。代執行前に調査士が関与した報告は来ていない。                  空き家を売却する際に隣接農地も農地法の許可なしで売却できる地域もある。</p>	
福岡会	<p>福岡県の空き家対策連絡協議会の構成員として利活用部会に所属して他土業や市町村と意見交換をしています。また、各市町村の空き家等対策連絡協議会に土地家屋調査士として参画しています。</p>	
大分会	<p>平成29年度に、特定空き家と認定されて代執行(略式代執行含む)により解体された建物が国交省HPで公開されています。(福岡1、長崎2、鹿児島1)</p>	

平成30年度九州ブロック担当者会同 社会事業部議事録

<p>宮崎会</p>	<p>各市町村で協議会を作っている団体、今準備をしている団体、まちまちな様です。また委員の中に土地家屋調査士が入っていない団体もあるようです。そういった団体には土地家屋調査士の必要性等を説明し委員に加えるよう要請している状況です。協議会、または審議会あり8団体、準備中6団体、予定なし3団体以上です。</p>
<p>鹿児島会</p>	<p>① 年は、県内（鹿屋市）で1ヶ所代執行事例があったと報告され、当該自治体に本会会員の派遣はあったが、特に調査士として深く関わったとの報告はなかった。</p> <p>② 市町村の空き家等対策協議会には、現在8市町に会員を派遣しているが、基本的には各支部対応である。</p> <p>県の協議会は年1回開催され、本会は業務部で対応している。</p> <p>今後の問題として、各自治体の条例等による協議会の業務がバラバラであり、支部対応では状況が見えにくいので、本会による派遣会員の協議会を開催して情報収集を行い、より深い知識を勉強したうえで、調査士としての提言を参加各自治体に行っていきたい。</p>

7	議題	所有者不明土地問題について
まとめ	各会とも所有者不明土地問題に取り組み始めたばかりで、これからの調査士会においての対応を図っていく。	
提案理由	長崎会	来年度から社会事業部が担当するようになり、所有者不明土地問題への対応を今後の主たる業務に加えています。各会での具体的な対応等ありましたらご教示下さい。
沖縄会	沖縄会では、これからという感じで、具体的な対応はありません。那覇地方法務局は、所有者不明地の調査を司法書士のグループに対応させる計画があるようです。	
熊本会	今のところ具体的な対応はなされていません。公嘱で所有者不明土地問題を考える講演会を11月に山野目教授を講師として迎え行ないます。	
長崎会		
佐賀会	業務部で対応する予定ですが、今のところ特に対応をとっていません。国土交通省から依頼のあった「土地関係業務連携支援協議会（仮称）」への参加については、社会事業部長が対応することとなりました。	
福岡会	福岡会は業務部で担当しています。調査士向けに国交省の所有者の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドラインを要約して、本年度中には会員へ通知するように作成中です。	
大分会	大分会では業務部が対応しています。尚、司法書士会で変則登記についての冊子を発行された。	
宮崎会	宮崎会では、業務部が担当しています。現在のところ動き様がない。	
鹿児島会	「登記困難・防災委員会」を設置して、協議を開始した。自治体への登記困難問題、狭隘道路の隣地所有者問題等への対処・提言を行いたい。 (公嘱協会、政治連盟役員も参加)	

8	議題	オンライン申請促進について
まとめ	<p>長崎会では法務局と共同でオンライン申請促進に向けて新しい取り組みをされている。 各会とも法務局が促進に積極的であり資格者代理者制度の促進を期待している。</p>	
提案理由	長崎会	<p>各会では社会事業部の担当ではないのかも知れませんが、法務局と共同でオンライン促進ステッカー及び登記手続案内パンフレット等を作成しており、事業の参考になればとご紹介させていただきます。</p>
沖縄会	長崎会様ありがとうございます。	
熊本会	ありがとうございます。	
長崎会	<p>法務局の登記済ホワイトボードにオンライン使用済み事務所とそうでない事務所がわかるようにステッカーを張ってオンライン促進を促している。</p>	
佐賀会	<p>オンラインの促進については業務部で対応しております。業務部のほうで参考にさせていただきます。</p>	
福岡会	<p>ありがとうございます。 全体研修会や支部長会でオンライン促進の取り組みをおこなっています。 また、支部単位でもオンライン促進の研修をおこなっています。</p>	
大分会	ご提供ありがとうございます。	
宮崎会	ご提供ありがとうございます。	
鹿児島会	<p>ありがとうございます。</p> <p>鹿児島会では、業務部が中心となってオンライン促進を進めています。今年は県下各支部研修会すべてにオンライン推進委員を派遣し、オンライン未設定会員の希望者に対し事務所を訪問して設定の支援を行いました。</p> <p>また長崎会と同様に、市町村向けとして建築確認後に建物表題登記を促す文書配布を検討しています。</p>	

9	議題	筆界特定制度との連携について（各会の現状と今後の対応策について）
まとめ	筆界特定制度と土地家屋調査士ADRの連携及びADRセンターについても各会運営等に苦慮されている現状であるようです。各会において温度差はあるものの筆特との連携並びにADRセンターのあり方や必要性について、それぞれの会の実情を踏まえ模索してある。	
提案理由	沖縄会	<p>私は社会事業部長とセンター長を兼ねていますが、沖縄会のADRは紛争を解決するというよりは、無料の事前相談での土地問題のアドバイスがほとんどで、相談者もある程度、納得していると思われます。実際、調停まで手続きが進行したのは、過去5年に一度もありません。</p> <p>土地境界問題で筆界特定制度との連携で当事者の要望により、解決への試みはADR担当の土地家屋調査士及び事務局へのかなりの業務負担となると思われます。調査士会は予算的にその負担に係る手当は無理があるのではないのでしょうか。日調連が筆界特定制度との連携を進めていますが、その辺のところをどう考えているのでしょうか。</p> <p>筆界特定制度とADRの連携について各会の現状と取組についてお伺いしたい。</p>
	長崎会	筆界特定とADRの連携について、各会どのような取組みを実施しているかご教示下さい。
	熊本会	熊本会では筆界特定室と共同でパンフレットを作成し、法務局の窓口に置いているが連携がとれていないのが現状です。各会の状況を教えてください。
	佐賀会	<p>筆界特定制度とADR制度の連携について、佐賀会では、法務局との協議をしていない状態です。今後、早急に協議をしたいと考えていますが、他会ではどのような状況か教えてください。</p> <p>（佐賀会では近々に、法務局の担当者と協議する予定になっている）</p>
	宮崎会	各会の現状と今後の対応策について
沖縄会	法務局の筆界特定室も連携について積極的ではない。	
熊本会	熊本地震の後、法務局も慌ただしくてあまり連携について協議できていない。	
佐賀会	<p>他県の状況を参考にして対応したいと考えております。</p> <p>九月に法務局と協議行った。</p> <p>法の日休日相談の日に認定調査士を派遣した。</p>	

平成30年度九州ブロック担当者会同 社会事業部議事録

<p>福岡会</p>	<p>福岡会は10月17日に福岡法務局と筆界特定制度との連携及び調査士会ADRとの連携方策についての協議会を2部構成（①筆界特定制度・②調査士会ADRとの連携）にて開催しました。</p> <p>法務局側から首席登記官ほか三名出席されての協議会で、法務局は筆特とADRとの連携方策見直しに伴い積極的に取り組んでおられることを実感致しました。</p> <p>内容につきましては共同相談票の活用、共同の相談会開催、裁判所への周知並びに弁護士会等への調査士の関与促進などの連携方策協議でした。</p> <p>協議会内容を踏まえ調査士会ADRセンターの運営や活動に活かしていける様にしたいと思っています。</p> <p>ADRセンターの相談件数は年間10件くらい。また、福岡法務局は筆界特定の件数が全国で4番目に多い。</p>
<p>大分会</p>	<p>大分会では「筆界特定制度と調査士会ADRとの連携に関する連絡協議会設置要領」を作成して年1回以上協議会を開催することになっています。</p> <p>協議事項は 1.相談における連携、2.手続き移行における連携、3.情報の共有における連携、4.広報における連携、5.法務局及び調査士会において実施する研修会における連携、6.その他関連する事項における連携となっていますが、大分会では調停案件が無い事からなかなか連携が出来ていません。</p> <p>例年、相談件数や筆界特定件数の報告等を行っていましたが、今年は日調連からのアンケートに回答する必要があった事から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局の見やすい場所で筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR制度を紹介したスライドを放映する事を検討する。</li> <li>・法務局で来局者へ無料で配布している封筒に筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR制度の説明を掲載する事を検討する。</li> <li>・お互いのホームページにリンクを貼る事について具体的な協議を行う。</li> <li>・共通相談表の見直しを行う。</li> </ul> <p>など、有意義な協議ができました。</p> <p>法務局に確認したところADRの認証について取得するかしないかでは違いがないと回答をもらっている。</p>
<p>宮崎会</p>	<p>宮崎会では、年に1回（2時間程度）担当者会を実施している。</p> <p>昨年、認証を取得したが相談、調停の件数は増えてはいない。</p>



<p>長崎会</p>	<p>長崎会においても沖縄会と同様に近年調停手続きまで進行した案件はありません。相談者のほとんどは無料相談の段階で解決するか、近隣の土地家屋調査士へ相談を促す事で終了しています。</p> <p>また筆界特定制度との連携については、長崎地方法務局筆界特定室と社会事業部長・センター長とで今年5月8日から月1回のペースで協議を重ねています。</p> <p>他会に比べて協議の頻度は多いと思うが、1回当たりの協議時間は短く、担当者同士が顔を合わせて協議行う事に重点を置いている。</p> <p>協議内容としては、共通のリーフレット作成・デザイン検討・配布先の検討、連携における連絡手段の検討・確認、連携ポスターの製作・協議、ウェブサイトの相互リンクの設定etc.</p> <p>連携の実例はないので、実際にどのような問題点・改善点が出てくるのか懸念される。なお、相談票は従来のもを使用している。</p> <p>また、法務局に相談に来られた市民の方に対し、筆界特定以外の案件については積極的にセンターを利用してもらうよう対応してもらっている。</p> <p>※共通リーフレット・連携ポスターについては資料あり。</p>
<p>鹿児島会</p>	<p>① センターかごしまにおける調停は、年1～4回の申立てがあり、わずかではあるが、経験値の蓄積はある。</p> <p>②現状では、事務局担当1名、調査士運営委員6名で対応しているが、複数の調停を同時にこなす（交渉、期日運営等）には無理を感じている。今後、筆特との連携強化となれば、この問題をクリアしなければならない課題である。</p> <p>本会予算は年平均で50万～70万位（研修会開催・派遣等含む）。センター研修の一番費用が掛かる。費用の繰り越しはせずに使用する分だけを繰り入れしている。</p> <p>法務局も認証の件で困っているが、本年度中に認証を取得出来る様になった。仮に件数が倍になっても、手続費用で充当できる部分があるので、予算の大幅な増加はかからないと考えている。連携で費用がかかるとすれば、協議会会議費（手当含む）、相談会開催費用（手当含む）である。今年から、弁護士会も連携協議会のメンバーになったが、法務局、弁護士会にも応分の負担を求めているので問題ない。</p> <p>② 会の連携協議会の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会 年2～3回ほぼ定期開催（平成24年度より）</li> <li>・境界トラブル無料相談所 年1回県内3ヶ所今年度から調査士会主催</li> <li>・弁護士会が今年度から正規協議会員になった。</li> <li>・連携協議会の議題は、「具体的連携について」で、従前は「H22取りまとめ」を現在は「H30今後の連携方策」を基本に置き協議している。</li> <li>・共通リーフレットについて、センターのADR法認証取得後のものを新規に企画である。（費用折半）</li> <li>・常設相談について、筆特室へのセンター員の派遣を検討したいが費用についてがネックである。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筆界特定後の杭入れ作業をADRにて行うようにすすめたい。</li> <li>・事前相談（無料）は廃止した。</li> <li>・センター研修等の費用が一番かかっている。</li> <li>・センターが必要としている費用分だけを繰り入れしている。繰越はしない。</li> </ul>

10	議題	土地家屋調査士の日無料相談会について
まとめ	<p>広報部担当会が多いが「土地家屋調査士」の知名度と認知度の向上、社会貢献及び調査士制度の啓発活動の一環として、ほとんどの会が力を入れてありいろいろな手法を図りながら行なっていて、効果が出ているとの意見が多かった。</p>	
提案理由	大分会	<p>大分会では7月31日前後に各支部で無料相談会を実施していますが、相談件数は多くありません。(県全体で10支部、30件程度)各会で相談者を増加させるために行っている周知活動等ありましたら御教示下さい。</p>
	熊本会	<p>熊本会は、これまで会館を利用して開催していました。しかし、相談者の数が少なかったため今年はデパートの一角を借りて開催しました。 相談件数は2日間で8件有り成果はあったと思っておりますが、各会の対応を教えてください。</p>
沖縄会	<p>沖縄会では住宅新聞、市町村の広報誌への記載。県及び市町村担当者へ相談所開設の案内等の周知活動を行っております。また、調査士会各支部で数か所の相談所を設けて、主だった相談所には法務局職員を1名をも対応させてもらっております。 ある支部では、支部管轄内のすべての市町村に相談所を設けて対応した年もありました。概ね例年50件余の相談があります。今年度は、13会場、51件の相談がありました。 県庁、市町村へPRして回っている。</p>	
熊本会	各会の意見を参考させていただきます。	
長崎会	<p>本会HP・facebook・twitter等で広報しています。会長のラジオ出演、元旦の新聞に掲載等も行っている。</p>	
佐賀会	<p>広報部で対応しています。 広報活動の方法としては、市報や新聞への広告などです。 相談場所に関しましては、各支部長で対応していただいています。 本会が毎月1回第3月曜日に佐賀市役所で無料相談会を開催しています。 佐賀市周辺の常任理事で対応し、昨年一年間で15件の相談があつてあります。ポスターを佐賀市役所内のエレベーター内に設置して広報しています。効果が出ているようです。また、ポスターは県会で作成しているため、変更箇所があつても直ぐに対応・変更出来る。 ポスターを資料として添付いたします(資料②)。</p>	

平成30年度九州ブロック担当者会同 社会事業部議事録

福岡会	<p>福岡会は広報部で対応しています。</p> <p>福岡会では県内4地区で無料相談会開催並びに行政評価局主催の無料相談会に相談員を派遣しています。（福岡県全体で1週間ごとに1回は開催している）</p> <p>昨年度の件数は123件でした。</p> <p>西日本新聞の題字下に月2回相談会開催の案内を掲載、ポスターを作成して各市町村と県内公民館等にポスターを配布、本年度から福岡市・北九州市・久留米市の市政だよりに掲載出来て相談者が増加しています。（本年は半年で91件の相談）</p> <p>本年度よりSNS（フェイスブック）を活用して広報する様にしています。</p> <p>また、法の日を中心に各支部で無料相談会を開催しています。</p>
大分会	<p>広報部の担当です。</p>
宮崎会	<p>宮崎地方法務局会議室で実施。面談件数28件。29年度は60件ほどの相談があったようです。午前午後とも5名体制で対応し、一相談あたり一時間で設定したところ好評であった。</p> <p>PRの方法は①ポスター掲示、②市広報（回覧板）にチラシ添付（法務局から依頼）③県政記者室にポスティング。</p> <p>回覧板を見て相談に来た方が多かったと聞いています。</p>
鹿児島会	<p>鹿児島会では、各支部の支部長事務所にてのぼりを掲げ7月31日の前後数日間、無料相談を行いました。告知・広報の問題もあり、全地域で相談件数0（ゼロ）でした。</p> <p>担当は広報部で今後の開催方法、広報活動を検討しなければなりません。また、SNS等の活用も検討している。</p>

11	議題	14条地図作成業務の支援について
まとめ	各会とも支援については関わりが少なく公嘱での対応している会が多いようです。	
提案理由	鹿児島会	<p>公嘱協会又はその他の団体で行う地図作成について支援を行っている会に質問します。</p> <p>鹿児島県土地家屋調査士会では、次年度の14条地図作成の2級～4級基準点の予定配点計画の支援を行っています。各県の14条地図作成への支援を社会事業部で行っている会では、具体的にどのような活動を行っているか教えてください。</p> <p>また、積算方法につきましても一筆単価では積算しにくい事から、他の積算基準・サイクルタイムで積算を行っている会がありましたらご紹介ください。</p>
沖縄会	特にこれといった支援等を行っておりませんが、14条地図作成地域における資料等が調査士会に有りましたら提供します。	
熊本会	特に支援は行っていません。	
長崎会	支援は行なっていません。	
佐賀会	14条地図作成業務については、公嘱協会に対応しています。本会は特に支援を行っていませんが、立会には公嘱の社員だけでは足りない時は一般の調査士も加勢している。	
福岡会	<p>業務部に対応しており、14条地図作成業務については公嘱で行っています。</p> <p>14条地図作成の2級～4級基準点の予定配点計画の支援を行っています。また、調査士会は14条地図作成業務にも関連する公共基準点の利用について各市町村に包括使用承認を行っています。</p>	
大分会	<p>大分で14条地図作成の2級～4級基準点の予定配点計画について以前は業務部が対応していましたが、約3年前より法務局が個人の調査士に外注をする様になって大分会としての係わりは無くなりました。</p> <p>積算について調査士会は関与していません。公嘱協会が全公連作成のプログラムを利用して入札価格を決定しているようです。</p>	
宮崎会	14条地図作製は公嘱で請け負った経緯はあります。	
鹿児島会		